

景観まちづくり年表

年 月	内 容
昭和 39 年 4 月	長町武家屋敷群区域内の土堀、門等の修復新設事業制度を新設
昭和 42 年 5 月 11 月	- 中央有識者を迎え、「保存と都市開発診断」を実施 - 金沢市伝統環境保存委員会を設立、同専門部会の設置
昭和 43 年 4 月 10 月	- 金沢市伝統環境保存条例を制定 - 金沢市伝統環境保存条例を施行 - 伝統環境保存区域として 4 区域（76.56ha）を指定
昭和 44 年 6 月	- 伝統環境保存区域を追加指定 4 区域新設、1 区域拡大（追加総面積 316.67ha）
昭和 45 年 3 月 4 月	- 風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定 - 伝統環境保存区域内寺院土堀修復事業補助制度を新設
昭和 46 年 4 月	新婚・新築記念樹配布制度の新設
昭和 49 年 6 月 7 月	「緑の都市宣言」議決 「金沢市緑化推進要項」の策定
昭和 52 年 3 月	金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定
昭和 53 年 3 月	金沢都市美文化賞の新設（民間団体の主導で実施）
昭和 54 年 4 月 6 月	- 金沢市保存樹・保存樹林制度を新設 「金沢市民憲章」の制定
昭和 55 年 4 月 11 月	- 伝統環境保存区域内寺院山門修復事業補助制度を新設 「水と緑の再生計画」を策定
昭和 57 年 7 月	- 伝統環境保存区域を追加指定 5 区域新設、2 区域拡大（追加面積 29.66ha）

年 月	内 容
昭和 58 年 4 月	- 伝統環境保存区域沿道修景（生垣化）事業補助制度を新設 - 指定保存対象物修復事業補助制度を新設
昭和 59 年 1 月 3 月	- 旧主計町一帯整備計画を策定 「21 世紀“金沢の未来像”」の策定（都市景観構想）
昭和 62 年 11 月	「金沢市都市景観検討委員会」を設置
昭和 63 年 1 月 4 月 5 月 11 月	「金沢市都市景観懇話会」を設置（6 回開催） 「東山一丁目地区」地区計画制度導入（1. 9ha） - 建設省「都市景観モデル都市」の指定 「金沢市都市景観懇話会」提言
平成元年 4 月 6 月 7 月	- 金沢市政 100 周年「都市景観元年」 「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」を制定 - 都市建設部に都市景観対策室を新設 「金沢市都市景観形成計画検討委員会」を設置 「金沢市都市景観形成基本計画」の策定調査を開始
平成 2 年 4 月 6 月 10 月	「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」を施行 「金沢市都市景観審議会」を設置（委員 30 名） - 景観教育研究委員会を設置 - 第 1 回「魅力ある金沢の都市景観写真コンテスト」作品募集 - 北陸ブロック都市景観形成推進協議会設立 - 第 1 回「都市景観の日」、記念シンポジウムの開催
平成 4 年 2 月 3 月	「金沢市都市景観形成基本計画」が都市景観審議会です承・市長へ答申 「景観都市宣言」議決

年 月	内 容
平成 4 年 4 月 8 月	- 都市景観審議会専門部会に「計画部会」を新設 - 条例による区域指定、景観形成基準の告示
平成 6 年 3 月	「金沢市こまちなみ保存条例」を制定
平成 7 年 12 月	「金沢市屋外広告物条例」を制定
平成 8 年 3 月	「金沢市用水保全条例」を制定
平成 9 年 1 月 3 月	- 屋外広告物等撤去事業補助制度を新設 「金沢市斜面緑地保全条例」を制定
平成 12 年 3 月	「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」を制定 「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」を制定
平成 13 年 3 月 11 月	「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」を制定 - 国が「東山ひがし」を重要伝統的建造物群保存地区に選定
平成 14 年 3 月	「金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例」を制定
平成 15 年 4 月 7 月 9 月 12 月	「金沢まちなみ広告景観賞」制度創設 - 国が観光立国行動計画を策定 - 国が美しい国づくり政策大綱を策定 - 国が水とみどりの「美の里」プラン 21 を策定 - 国が都市再生ビジョンを策定
平成 16 年 6 月	国が景観緑三法を公布
平成 17 年 3 月 6 月 9 月	「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」を制定 - 国が景観緑三法を全面施行 「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」を制定

年 月	内 容
平成 18 年 3 月	「周辺環境に調和した道路標識金沢特区」の認定
平成 20 年 5 月 6 月	- 国が「歴史まちづくり法」を公布 - 国が「主計町地区」を重要伝統的建造物群保存地区に選定
平成 21 年 1 月 3 月 6 月 7 月 10 月	- 国から「歴史都市」として第 1 号認定を受ける 「第 1 回 金沢の景観を考える市民会議」の開催 「景観サポーター」発足 「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定 「金沢市屋外広告物等に関する条例」への改正 「かなざわ景観協力賞」制度創設 「金沢市景観総合計画」策定 「金沢市景観計画」施行
平成 22 年 2 月 4 月	- 国が「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」を重要文化的景観に選定 「金澤町家再生活用事業」補助制度を新設
平成 23 年 11 月	- 国が「卯辰山麓地区」を重要伝統的建造物群保存地区に選定 「金沢市景観計画」変更（1 回目）※①太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の追加、②卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の指定に伴う景観形成基準の変更
平成 24 年 12 月	- 国が「寺町台地区」を重要伝統的建造物群保存地区に選定 「金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を制定
平成 25 年 2 月	「金沢市まちなみ広告景観賞」を「金沢市広告景観協力賞」に改称

年 月	内 容
平成 25 年 3 月 4 月 11 月	「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」を制定 「金沢市ラッピングバスガイドライン」の策定 「金沢市景観計画」変更（2 回目）※屋外駐車場の路面の色彩に関する基準の追加
平成 26 年 3 月 7 月	「金沢らしい夜間景観整備計画」の策定 - 長町景観地区の指定 - 文化的景観区域の追加（「金石町区域」、「大野町区域」） - 上記に伴う「金沢市景観計画」変更（3 回目）
平成 29 年 3 月 10 月	「犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例」を制定 「金沢市景観計画」変更（4 回目）※川筋景観保全条例の制定に伴い、景趣継承区域に川筋景観保全区域を追加
平成 30 年 3 月	「夜間景観アクションプログラム」の策定
令和元年 10 月	「金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例」の制定 ※眺望景観保全区域（8 区域）から眺望景観形成区域（15 区域）に変更 - 上記に伴う「金沢景観計画」変更（5 回目） - 都心軸景観保全型広告整備地区の指定
令和 3 年 7 月	「金沢市景観計画」変更（6 回目）※①区域追加及び区域種別変更（広岡 3 丁目地区、広坂地区）、色彩基準等の景観形成基準の変更、屋内広告物等の景観形成基準の追加
令和 4 年 1 月 3 月	「金沢市ラッピングバスガイドライン」改定 「まちなかにおけるのぼり旗掲出基準」の運用開始

年 月	内 容
令和 4 年 7 月	「金沢市屋外広告物等に関する条例」の一部改正 ※特定屋内広告物の定義の拡大、屋外広告物に準ずる規定の追加等
令和 5 年 3 月	「金沢らしいみちすじ修景指針」の策定
令和 6 年 3 月	「まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム」の策定
令和 7 年 2 月 4 月	「金沢市都心軸仮囲いデザインガイドライン」の策定 - 斜面緑地保全育成事業補助制度に「斜面緑地保全協定事業」追加 - 都心軸仮囲い景観デザイン促進事業補助制度を新設
令和 8 年 6 月	「金沢市景観総合計画」改定 「金沢市景観計画」変更（7 回目、8 月 1 日施行） ※「港湾景観創出区域」、「重要広域海岸景観形成区域」の追加

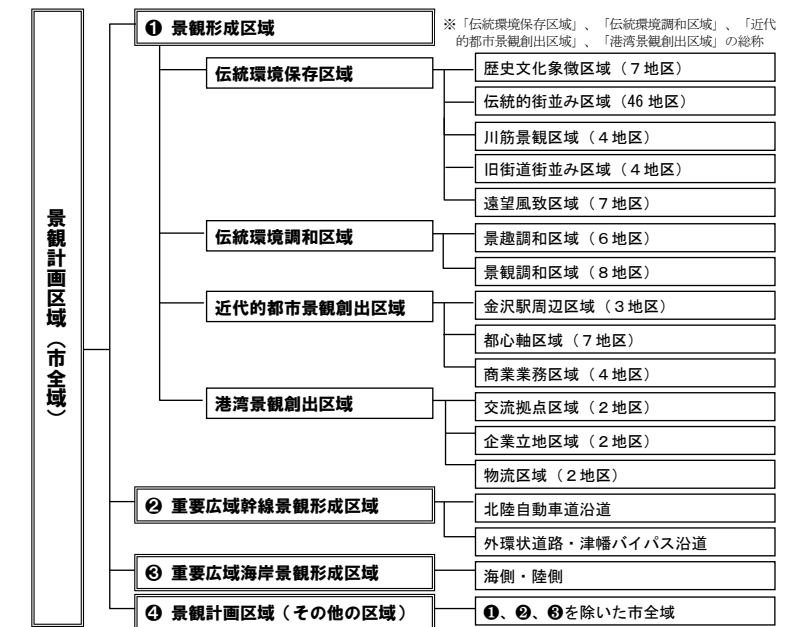
景観まちづくりのための区域指定（金沢市景観計画）

（１）景観法を活用する指定区域

景観計画区域（市全域）において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む区域として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」、「港湾景観創出区域」に指定します。また、これらの区域の総称を「景観形成区域」…①とします。

さらに、隣接する市町とつながる広域幹線沿道で景観上重要な区域を「重要広域幹線景観形成区域」…②、隣接する市町とつながる広域海岸で景観上重要な区域を「重要広域海岸景観形成区域」…③に指定します。

そのほか、景観計画区域で、①・②・③を除く区域を「景観計画区域（その他の区域）」…④と位置づけます。



- ・伝統環境保存区域・・・伝統環境を保存育成する区域
- ・伝統環境調和区域・・・伝統環境保存区域に隣接し、伝統環境との調和のとれた景観を形成する区域
- ・近代的都市景観創出区域・・・伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出する区域
- ・港湾景観創出区域・・・伝統環境との調和を保ちながら、港湾の機能と一体をなして形成される景観を創出するために必要な土地の区域
- ・重要広域幹線景観形成区域・・・重要な幹線道路沿いにおいて、広域のかつ連続的な景観を形成する区域
- ・重要広域海岸景観形成区域・・・海岸沿いにおいて広域のかつ連続的な景観を形成するために必要な土地の区域

（２）市独自条例に基づく指定区域

本市の優れた眺望を後代の市民に継承するため、「眺望景観形成区域」…⑤においては、良好な眺望景観の形成に向けた景観誘導を進めます。

また、金沢特有の景観の趣きを醸し出す景観資産を保存・保全するため、「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」においては、適切な景観の規制・誘導を進めます。

さらに、「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」の区域の総称を、「景趣継承区域」…⑥とします。

⑤ 眺望景観形成区域（15区域）

- 「金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例」に基づく指定区域

※「①景観形成区域」以外に、一部④の区域に含まれる区域があります。

⑥ 景趣継承区域

- ※「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」の総称

こまちなみ保存区域（9区域）

- 「金沢市こまちなみ保存条例」に基づく指定区域

寺社風景保全区域（2区域）

- 「金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例」に基づく指定区域

斜面緑地保全区域（6区域）

- 「金沢市斜面緑地保全条例」に基づく指定区域

川筋景観保全区域（2区域）

- 「犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例」に基づく指定区域

保全用水に係る区域（21用水）

- 「金沢市用水保全条例」に基づく保全用水及び保全用水に面する土地

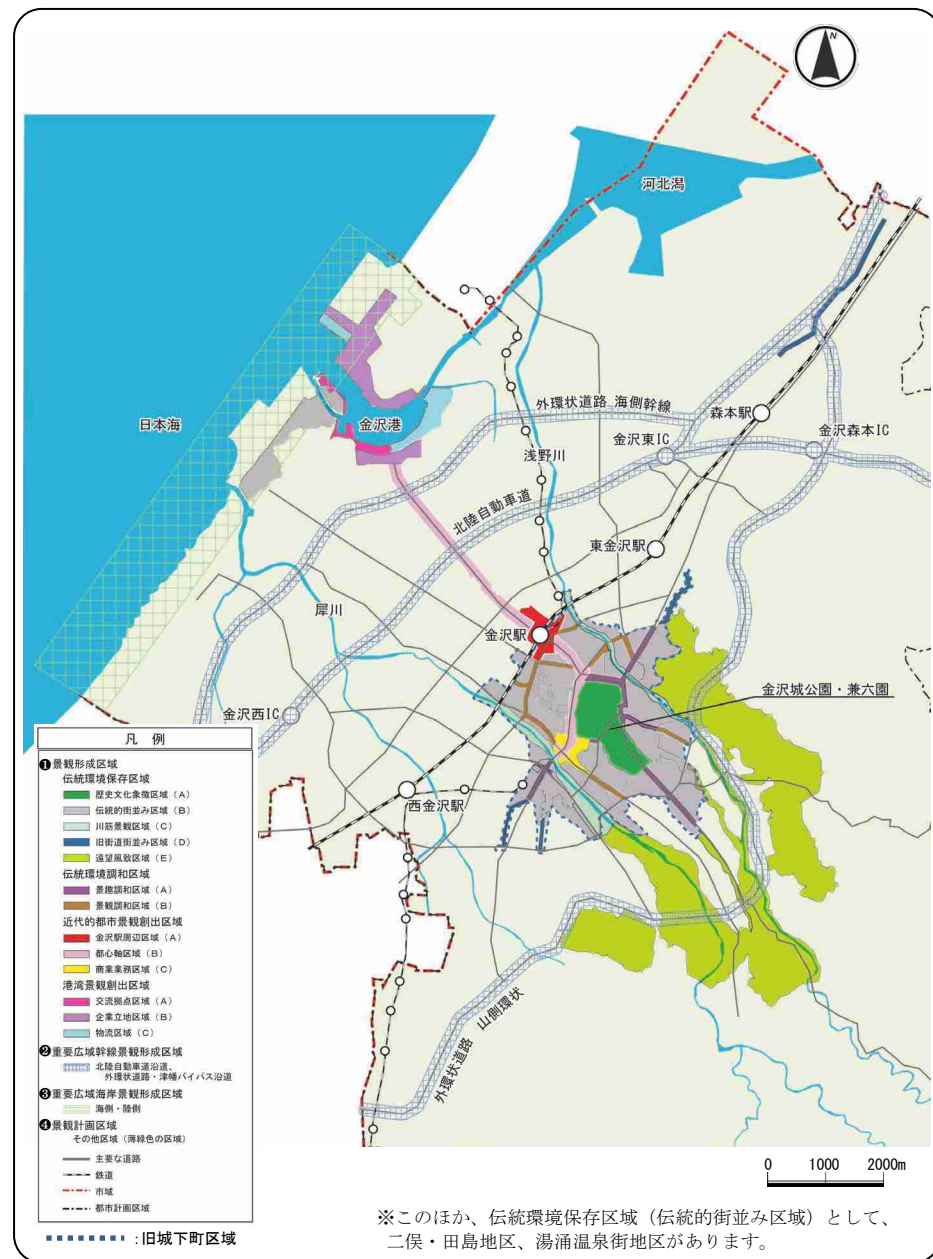
※これらの区域は、すべて「①景観形成区域」内に含まれます。

※「①景観形成区域」以外に、一部②、④の区域に含まれる区域があります。

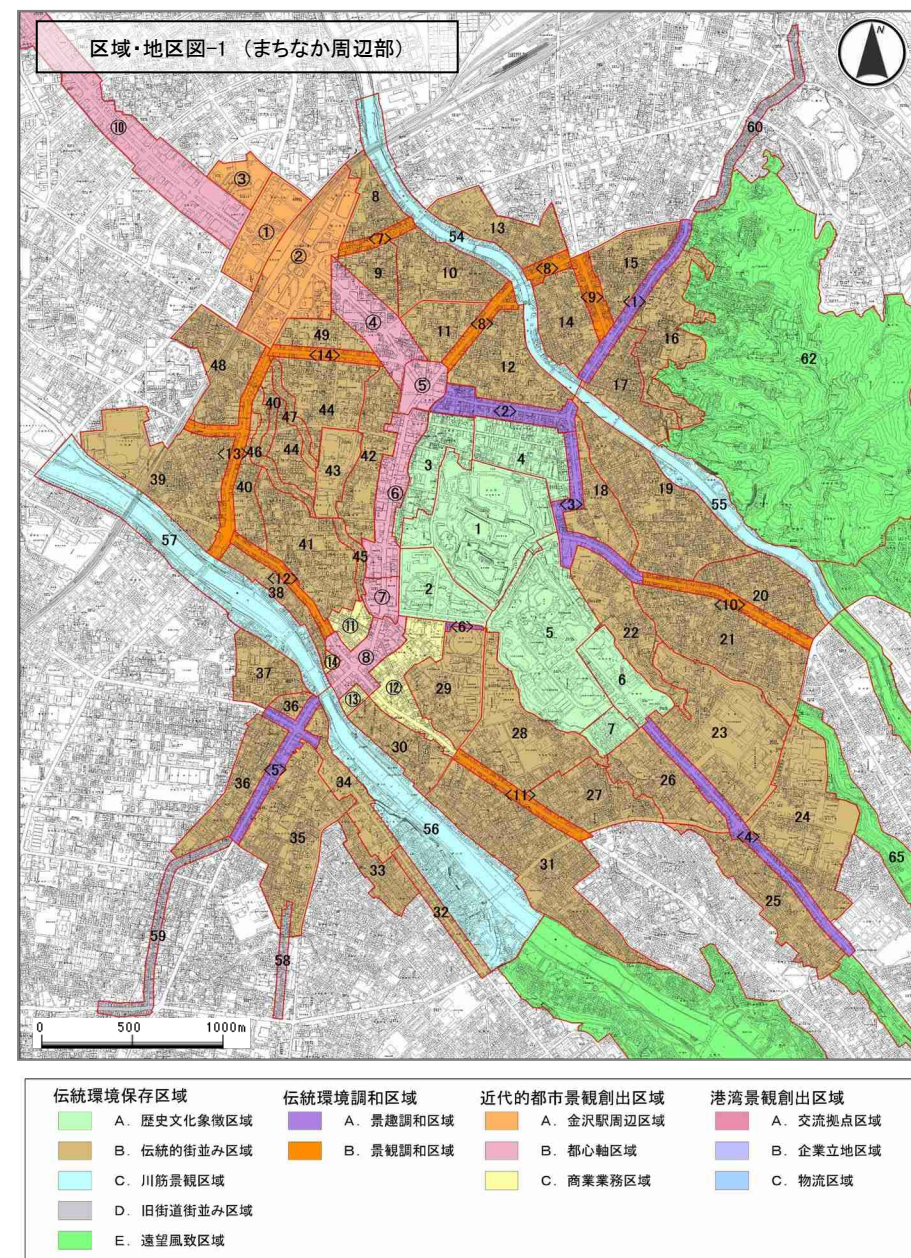
景観まちづくりの区域指定図（Ⅰ）

【景観法を活用する指定区域】

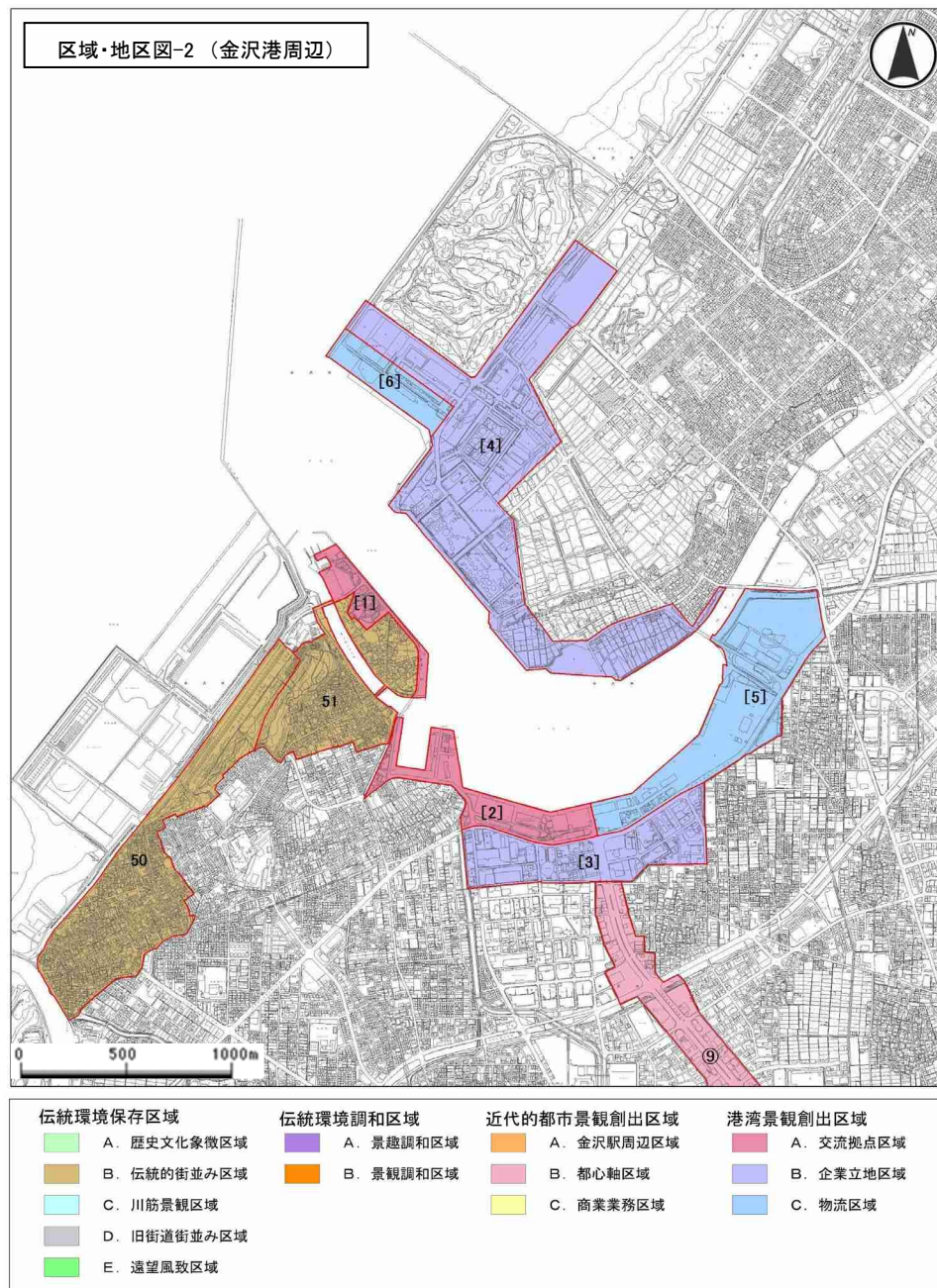
（P110 ①、②、③、④の区域）



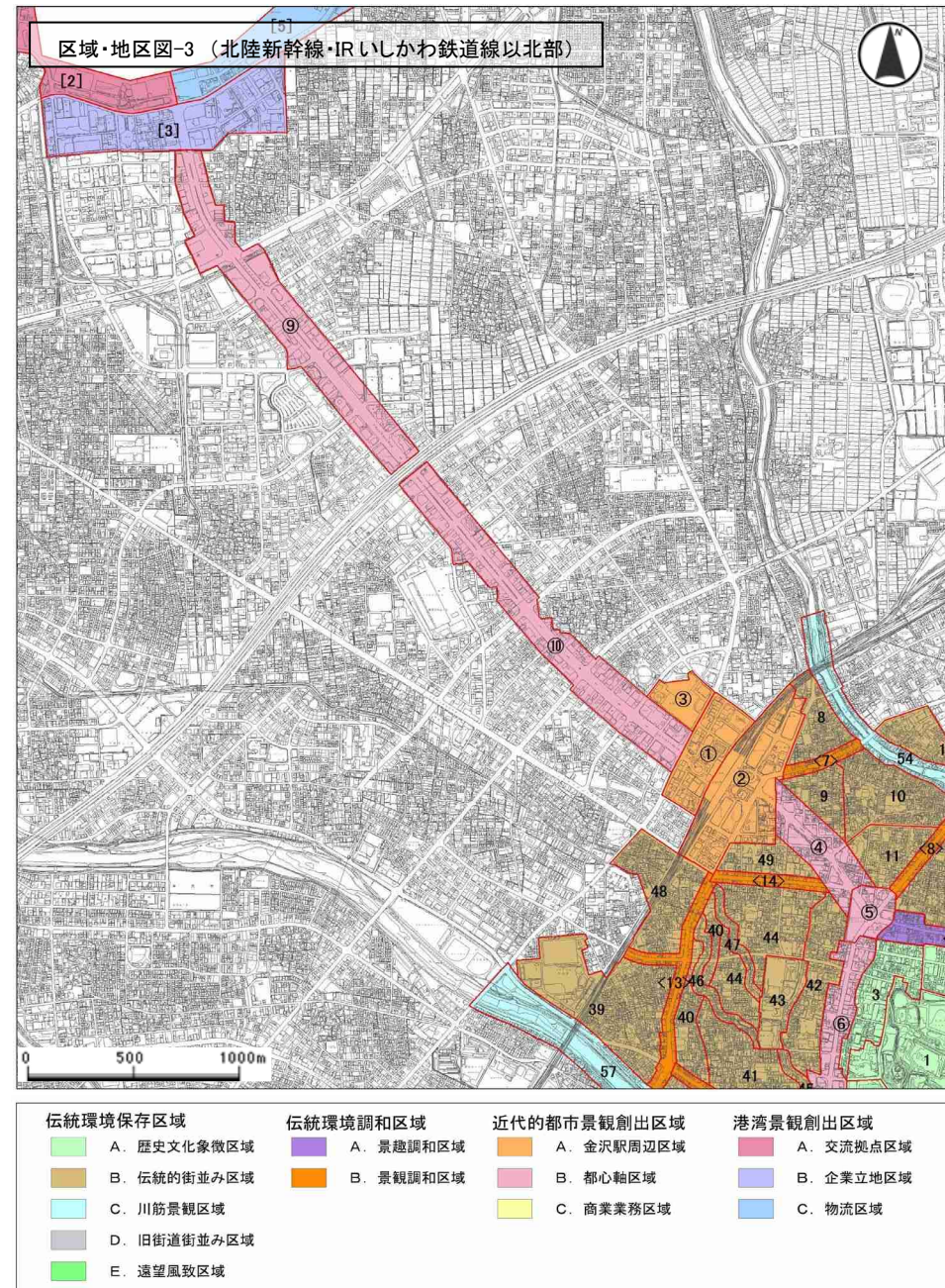
【景観形成区域詳細図】



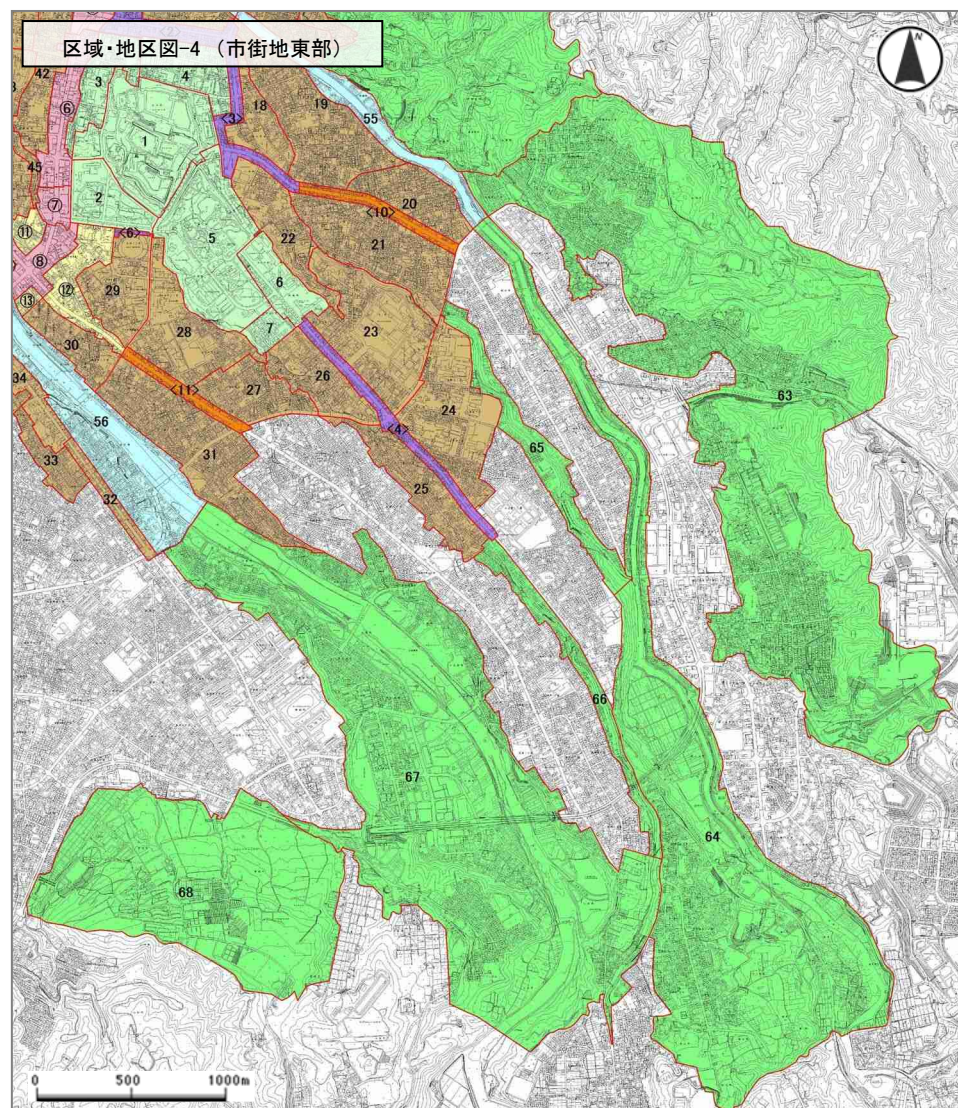
【景観形成区域詳細図】



【景観形成区域詳細図】

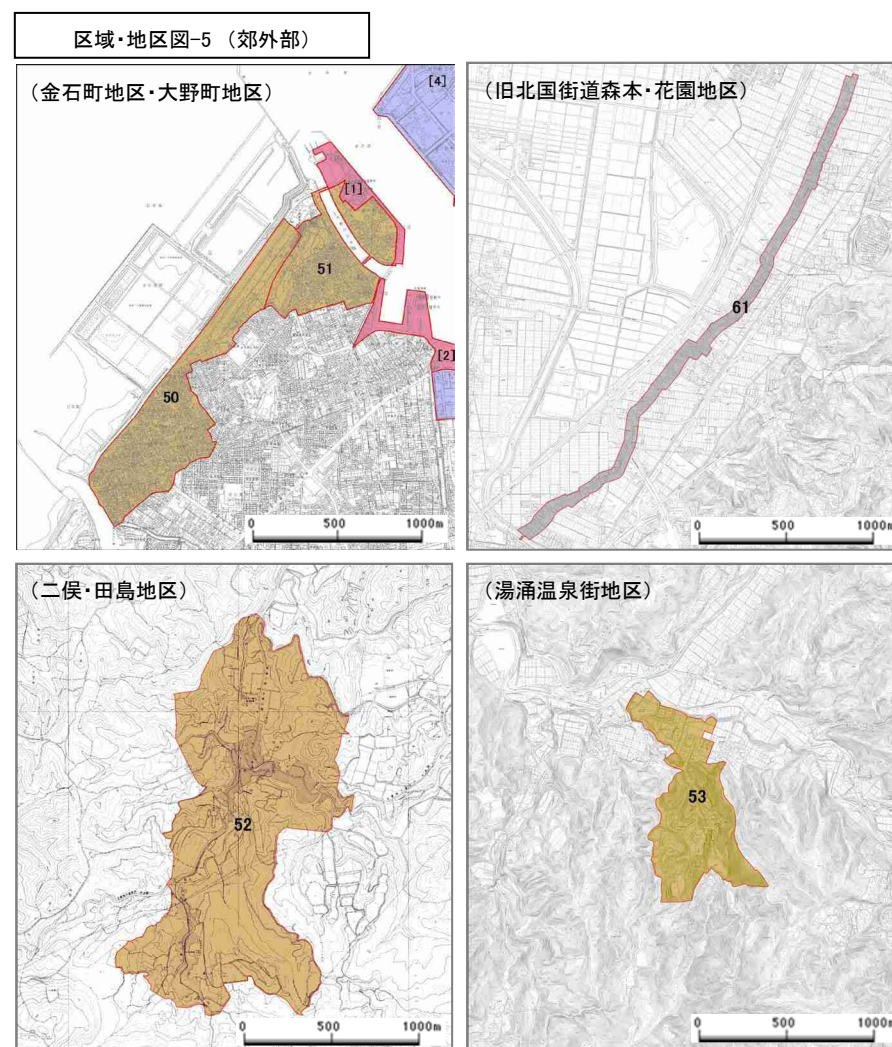


【景観形成区域詳細図】



伝統環境保存区域	伝統環境調和区域	近代的都市景観創出区域	港湾景観創出区域
A. 歴史文化象徴区域	A. 景趣調和区域	A. 金沢駅周辺区域	A. 交流拠点区域
B. 伝統的街並み区域	B. 景観調和区域	B. 都心軸区域	B. 企業立地区域
C. 川筋景観区域		C. 商業業務区域	C. 物流区域
D. 旧街道街並み区域			
E. 遠望風致区域			

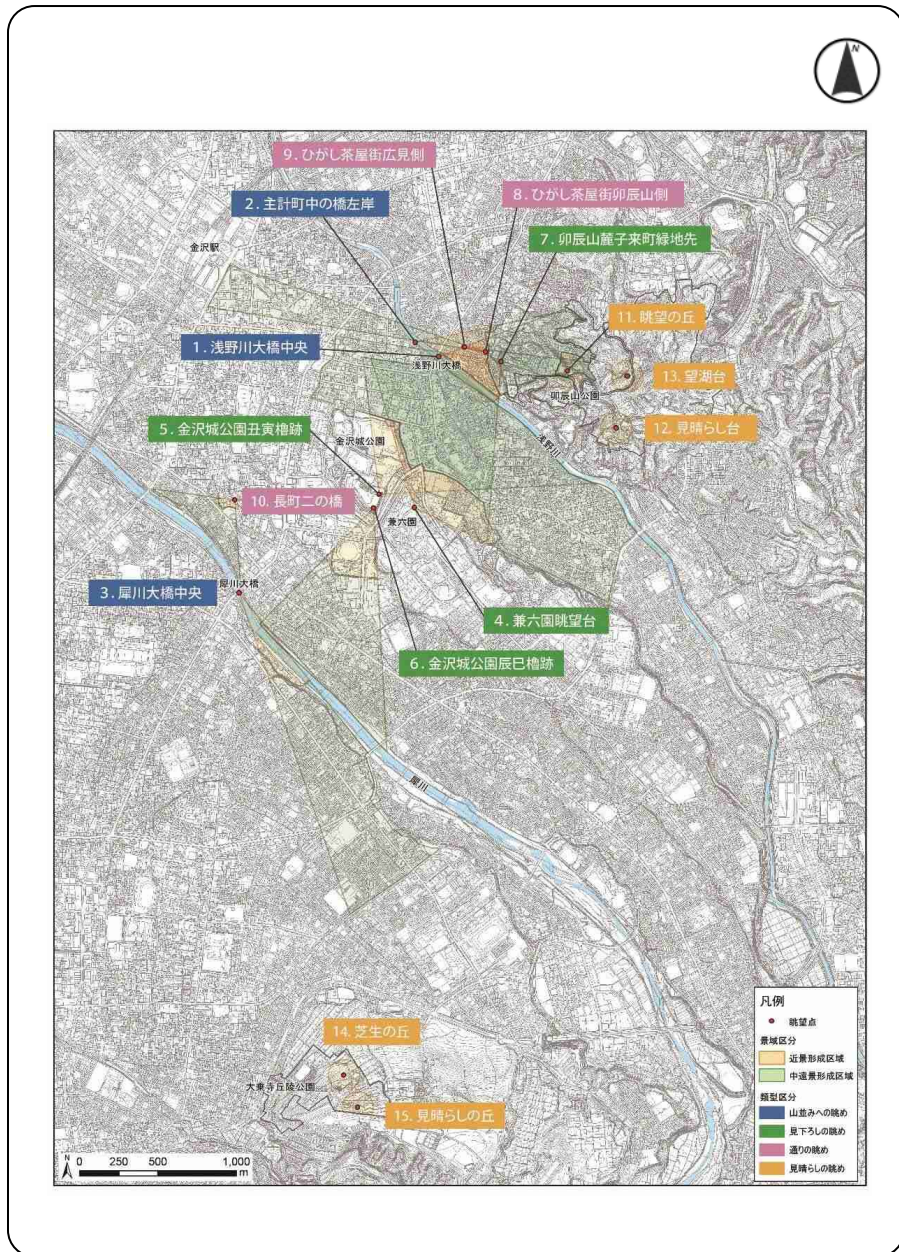
【景観形成区域詳細図】



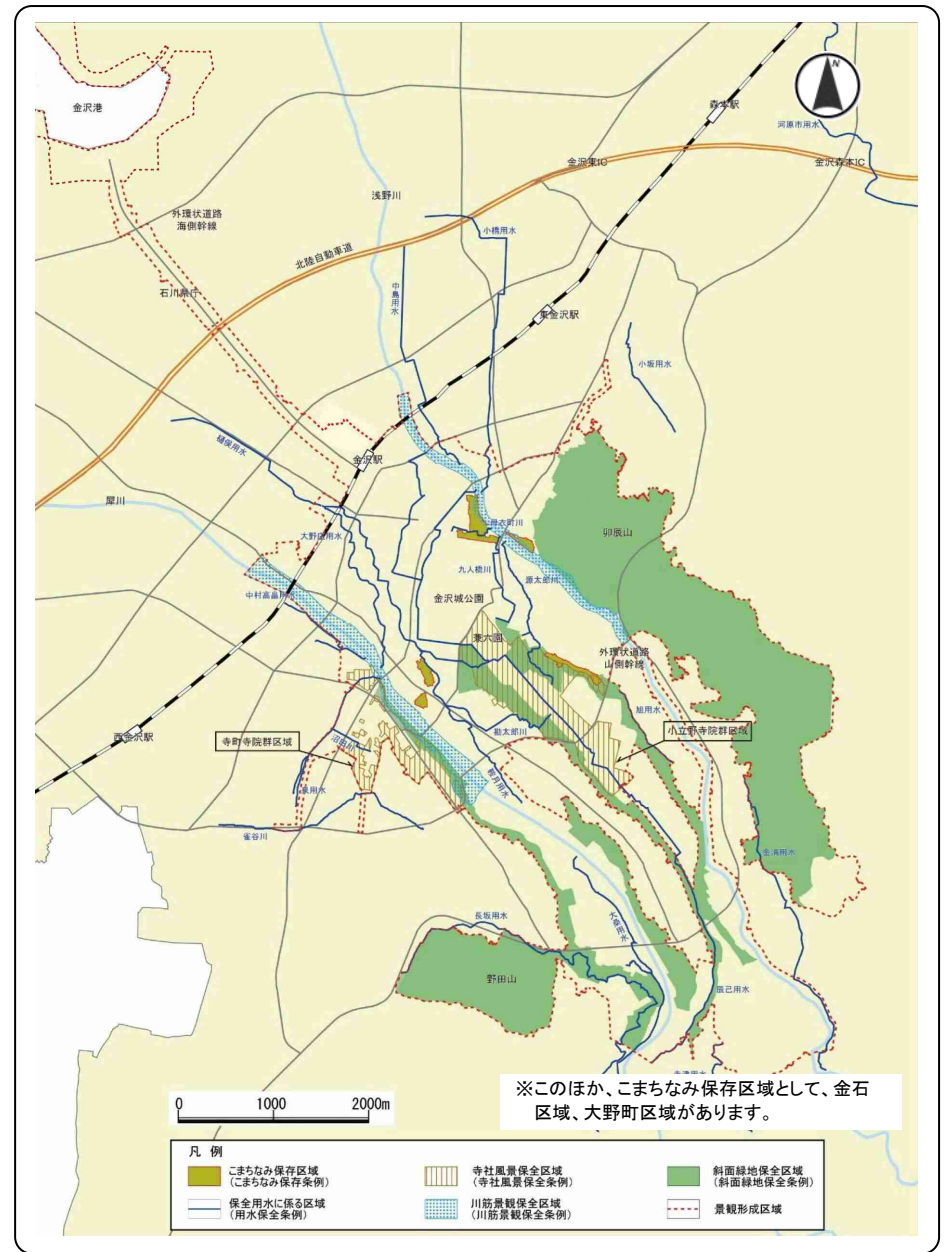
伝統環境保存区域	伝統環境調和区域	近代的都市景観創出区域	港湾景観創出区域
A. 歴史文化象徴区域	A. 景趣調和区域	A. 金沢駅周辺区域	A. 交流拠点区域
B. 伝統的街並み区域	B. 景観調和区域	B. 都心軸区域	B. 企業立地区域
C. 川筋景観区域		C. 商業業務区域	C. 物流区域
D. 旧街道街並み区域			
E. 遠望風致区域			

（いずれの図も上が真北）

景観まちづくりの区域指定図（Ⅱ）
【市独自条例に基づく指定区域（眺望景観形成区域）】
（P110 ⑤の区域）

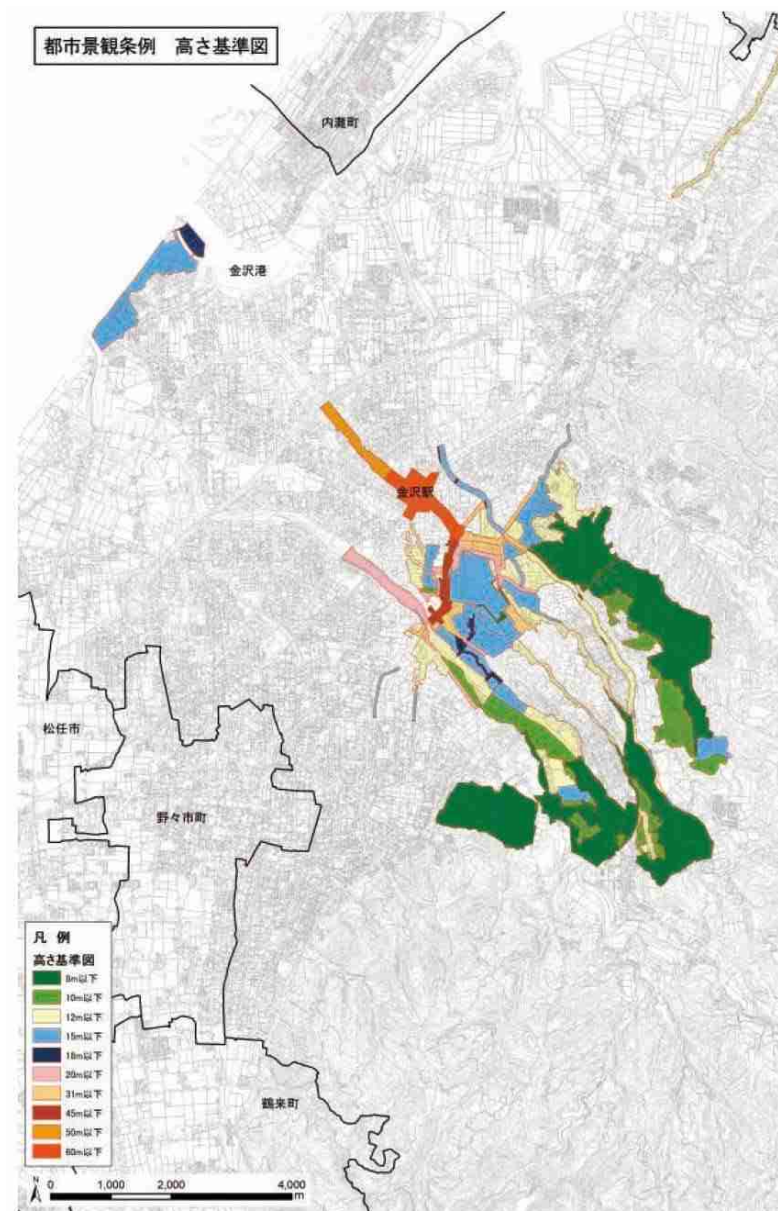


景観まちづくりの区域指定図（Ⅲ）
【市独自条例に基づく指定区域（景趣継承区域）】
（P110 ⑥の区域）



建築物等の高さ

(1) 高さ規制の変遷



① 伝統環境保存条例期の建築物の高さ誘導について

建築物の高さについては、伝統環境保存区域の87.5%に対して、風致地区(8m・10m・12m・15m)あるいは第1種住居専用地域(10m)の法的規制が設けられていた。その他の12.5%の区域については、区域の実情に応じた高さ(8m・10m・12m・13.5m・17m・20m・21m・31m)が内規として運用されていた。内規の数値は、風致地区や建築基準法の基準を参考とした他、「伝統条例」施行初期に指導した前例の高さが参考とされた。

② 都市景観条例に基づく景観形成基準による建築物の高さ誘導について

伝統環境保存区域の高さは、「都市計画法」の風致地区による高さ制限などを考慮し、金沢の起伏ある地形の特徴を阻害しないことを基本として、8m・10m・12m・15m・18m・20m・31mの7段階に設定された。

近代的都市景観創出区域の高さは、隣接する伝統環境保存区域との調和、重要眺望点からの眺望、ランドマークとしての見え方、指定された容積率などが考慮され、20m・31m・45m・50m・60mの5段階に設定された。

③ 高度地区による高さ規制について

都市景観条例に基づく高さの規制では法的な拘束力が弱いことから、規制力を担保するために、平成17年に高度地区に指定することとなった。

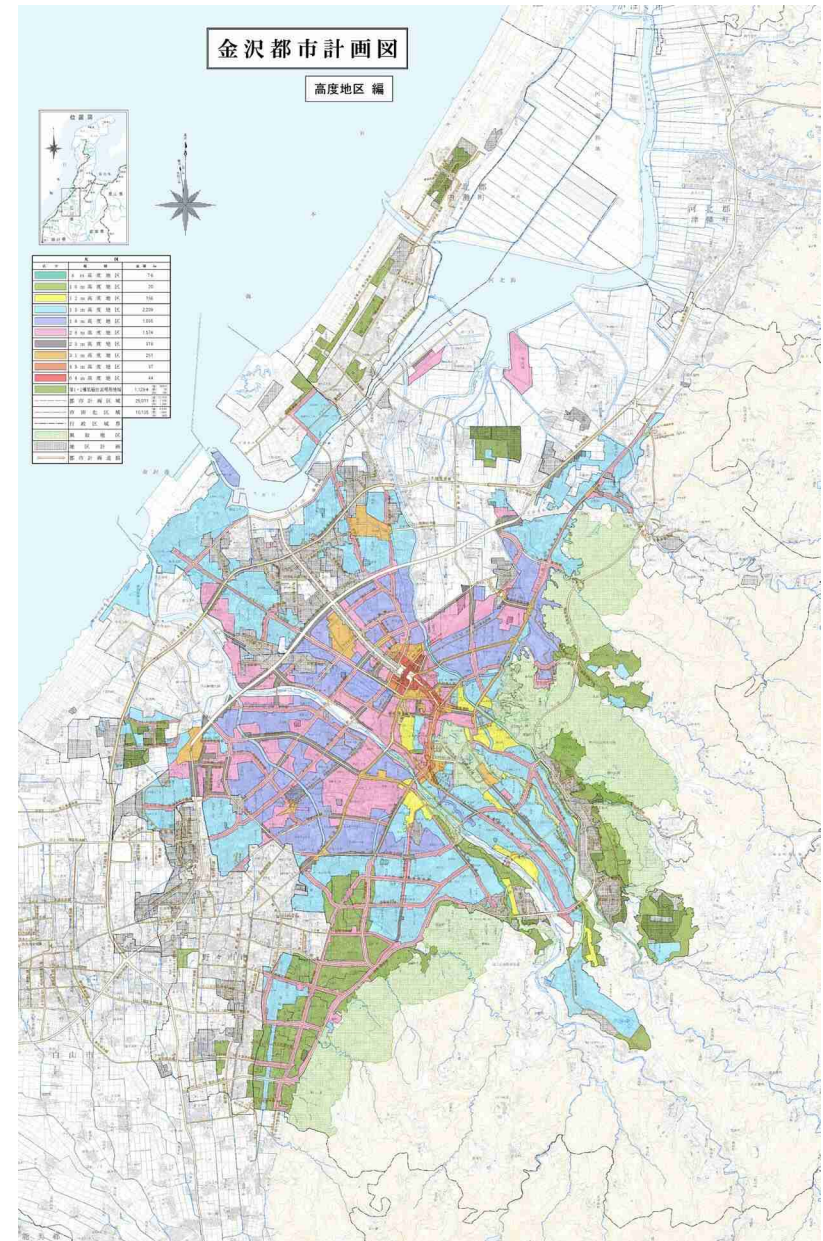
また、高度地区の指定については、都市景観条例に基づく景観形成区域の範囲と高さの基準について準用し、加えて、住居系用途地域(第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域)の高さの規制もおこなった。

平成21年には高度地区指定の見直しが行われ、市街地の近隣商業地域及び準工業地域など、高度地区が未指定の区域に対する追加指定が行われた。

なお、特例許可による高さ制限の緩和の許可基準として、景観条例の基準に沿うことや景観審議会への意見聴取、都市計画審議会への意見聴取が規定されており、高度地区と景観条例を連動させる仕組みを設けた。

そのほか、地区計画による高さ規制、建築基準法用途地域による高さ規制、風致地区や斜面緑地保全区域による高さ規制、市街化調整区域内の景観形成区域においては景観計画において高さ規制が行われ、市全体としての建築物の高さの誘導が図られている。

(2) 現在の高さ規制の考え方 高度地区



●現在の高さ規制の整理

■住居系用途地域

第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域

住居系用途地域における建築物の高さ制限の考え方としては都市計画マスタープランにおける位置付けを踏まえて、下記の考え方で指定

【指定区域高さ制限一覧】

指定区域	高さ制限
沿道（幅員 16 メートル以上）	20 メートル
中心市街地（中層の建築物が多い地域）	20 メートル
中心市街地（低層の建築物が多い地域）	15 メートル
背後地で中環状道路内側	18 メートル
背後地で中環状道路外側	15 メートル

■景観条例指定区域（市街化区域内）

伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域

※都市景観条例に基づく景観形成基準による高さ基準を準拠する考え方で指定

■非住居系用途地域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の一部

非住居系用途地域における建築物の高さ制限については、道路幅員や容積率（敷地面積に対する延べ床面積の割合）等を総合的に判断し、下記の考え方で指定

【近隣商業地域】

指定区域	高さ制限
IR 駅（森本駅、東金沢駅、西金沢駅）	31 メートル
沿道（幅員 16 メートル以上）	25 メートル
沿道（幅員 16 メートル未満）	15 メートル
背後地	20 メートル

【商業地域】

指定区域	高さ制限
沿道	31 メートル
背後地（道路が整備されている地域）	31 メートル
背後地（道路が未整備の地域）	20 メートル
容積率 600%区域	45 メートル

【準工業地域・工業地域の一部 住宅が多い地域】

指定区域	高さ制限
沿道（幅員 16 メートル以上）	20 メートル
中心市街地	20 メートル
背後地で中環状道路内側	18 メートル
背後地で中環状道路外側	15 メートル

【準工業地域・工業地域の一部 住宅が少ない地域】

指定区域	高さ制限
沿道	25 メートル
背後地	20 メートル

景観関連条例・制度

名 称	目 的	主な制度	
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例 (平成 21 年)	この条例は、本市における美しい景観のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく施策その他の美しい景観のまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定めて美しい景観のまちづくりを総合的に推進することにより、本市の個性と魅力を磨き高め、後代に継承することを目的とする。	・ 景観総合計画の策定 ・ 景観計画の策定 ・ 行為の制限 ・ 景観重要建造物等の指定の手続 ・ 景観地区 ・ 保存対象物等の指定	
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例 (昭和 52 年)	この条例は、文化財保護法第 143 条第 1 項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のために必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。	・ 保存計画 ・ 現状変更行為の制限 ・ 許可の基準	
金沢市こまちなみ保存条例 (平成 6 年)	この条例は、金沢の歴史的な遺産であるこまちなみを市民とともに保存育成し、これらのこまちなみと一体となった市民の生活環境を良好なものとすることにより、金沢の個性をさらに磨き高めることを目的とする。	・ 保存区域の指定 ・ こまちなみ保存基準 ・ 行為の届出 ・ 協定の締結 ・ こまちなみ保存建造物の登録	
金沢市屋外広告物等に関する条例 (平成 7 年)	この条例は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うとともに、特定屋内広告物の規格等について必要な制限を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	・ 禁止地域 ・ 禁止物件 ・ 許可地域 ・ 広告物活用地区 ・ 景観保全型広告整備地区	・ 独立広告物調整地区 ・ 広告物協定地区 ・ 歴史的伝統的意匠屋外広告物の指定 ・ 許可の基準 ・ 特定屋内広告物の規格
金沢市用水保全条例 (平成 8 年)	この条例は、藩政時代から金沢のまちを網の目のように流れ、四季折々の風景を映し出し、市民生活にさまざまな恵みをもたらしてきた用水を、市民とともに保全することにより、潤いとやすらぎにあふれる本市固有の用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承することを目的とする。	・ 保全用水の指定 ・ 用水保全基準 ・ 行為の届出 ・ 協定の締結 ・ 用水愛護協定の認定	

名 称	目 的	主な制度
金沢市斜面緑地保全条例 (平成 9 年)	この条例は、金沢の起伏のある地形を造り、市民に憩いとやすらぎをもたらす斜面緑地を、動植物の貴重な生息地又は生育地として守り、都市の防災機能を確保しながら、市民と一体となって豊かなまちの緑として保全することを目的とする。	・ 区域の指定 ・ 斜面緑地保全基準 ・ 行為の届出 ・ 協定の締結 ・ 斜面緑地保全協定の認定
金沢の歴史的文化資産 である寺社等の風景の保全 に関する条例 (平成 14 年)	この条例は、古くから市民に親しまれ、市民の憩いとやすらぎの生活空間を創出してきた寺社等の建造物及びこれと調和のある周囲の緑が一体をなして醸し出している金沢の伝統的なたたずまいを残す風景を、市民とともに保全することにより、金沢の個性をさらに磨き高めるとともに、歴史的文化資産として後代に継承することを目的とする。	・ 寺社風景保全区域の指定 ・ 寺社風景保全基準 ・ 行為の届出 ・ 協定の締結 ・ 寺社風景保全協定の認定
金沢市における夜間景観の 形成に関する条例 (平成 17 年)	この条例は、本市の夜間景観の形成について、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、夜間景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、恵まれた自然、歴史的なまちなみ、新たな都市空間などの地域の特性に応じた良好な夜間景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めることを目的とする。	・ 照明環境形成地域の指定 ・ 照明環境形成基準 ・ 事前協議 ・ 夜間景観形成区域の指定 ・ 夜間景観形成基準 ・ 行為の届出
金沢市における美しい 沿道景観の形成に関する 条例 (平成 17 年)	この条例は、本市の美しい沿道景観の形成について、市長、道路管理者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい沿道景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、豊かな自然や歴史的な街並みが保全され、又は新しい都市空間が創出される周辺の環境と一体となった、市民が親しみ、誇ることができる沿道景観の保全及び創出を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資することを目的とする。	・ 沿道景観形成区域の指定 ・ 沿道景観形成基準 ・ 行為の届出 ・ 協定の締結 ・ 沿道景観形成協定の認定
金沢市の重要文化的景観 (平成 22 年)	「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」という生きた文化財を磨き、新たな景観整備の考え方を創造し、藩政期由来の都市構造や生活文化を継承しつつ、将来に向けて望ましい文化的景観を保全・整備することを目的に策定するものである。	・ 重要文化的景観選定区域内行為の届出

名 称	目 的	主な制度	
金沢市風致地区内における 建築等の規制に関する条例 (平成 24 年)	この条例は、都市計画法第 58 条第 1 項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。	・風致地区の種別 ・許可を要する行為 ・許可の基準	
金澤町家の保全及び活用の 推進に関する条例 (平成 25 年)	この条例は、本市の歴史、伝統及び文化を伝える貴重な資産である金澤町家の保全及び活用の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、所有者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、金澤町家を次代に継承し、もって歴史的なまちなみの保全、文化的景観の保存及び個性豊かで魅力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。	・金澤町家の保全及び活用の推進に関する基本方針の策定 ・金澤町家保全活用支援団体 ・金澤町家保全活用支援計画 ・金澤町家保全活用推進協定	・特定金澤町家の登録 ・特定金澤町家に係る行為の届出 ・金澤町家保全活用推進区域の指定 ・保全活用推進区域内の金澤町家に係る行為の届出
犀川及び浅野川における 美しい川筋景観の保全 に関する条例 (平成 29 年)	この条例は、金沢の歴史と文化を育みながら、市民の生活に潤いをもたらす犀川及び浅野川における周辺の景観その他の環境と調和した川筋景観の保全について、市、河川管理者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい川筋景観の保全のための基本となる事項等を定めることにより、水と緑に彩られた風情と趣のある川筋景観の保全を図り、もって金沢の個性と魅力を磨き高めるとともに、貴重な財産として後代に継承することを目的とする。	・川筋景観保全区域の指定 ・川筋景観保全基準 ・行為の届出 ・協定の締結 ・川筋景観保全協定の認定	
金沢市における美しい 眺望景観の形成に関する 条例 (平成 31 年)	この条例は、本市の起伏のある地形がもたらす恵まれた自然、歴史的な街並み、新たな都市空間などから形づくられ、周辺の景観その他の環境と調和した眺望景観の形成について、市、市民、事業者及び公共施設等管理者の責務を明らかにするとともに、美しい眺望景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、これらの者が一体となって、美しい眺望景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めるとともに、市民共通の貴重な財産として後代に継承することを目的とする。	・眺望点の指定 ・眺望景観形成区域の指定 ・眺望景観形成基準 ・行為の届出等 ・協定の締結 ・眺望景観形成協定の認定	

上位・関連計画

(1) 未来共創計画

令和6年に策定された「未来共創計画」では、“未来を^{ひら}く世界の共創文化都市・金沢”を目指すべき将来像として掲げるとともに、5つの基本方針を設定している。

5つの基本方針 各分野への横断的視点を取り入れ、施策を展開していきます。

基本方針 ① 世界に誇る伝統と創造の文化が息づくまち ～魅力づくり～

施策方針

- 1 誰もが文化芸術に親しむことができる環境の充実
- 2 歴史と伝統に培われた文化の継承・発展
- 3 まちの品格を高める新たな文化の創造
- 4 世界の人々が憧れ滞在したくなる都市ブランド力の向上



文化芸術イベント

基本方針 ② 多様な人々が共生し、心豊かに暮らせるまち ～暮らしづくり～

施策方針

- 1 多様な主体の協働による元気で活力あふれる地域コミュニティの醸成
- 2 誰もが安心して共に暮らせる地域社会の実現
- 3 心身ともに健やかに暮らせる健康都市の推進
- 4 人と自然が共生する地球にやさしい生活環境の形成



地域行事に参加する学生

基本方針 ③ 共に学び、未来を創る人を育むまち ～人づくり～

施策方針

- 1 妊娠・出産から子どもの成長に合わせた切れ目のない支援
- 2 すべての子どもの可能性を引き出し生きる力を育む教育の実践
- 3 学都の強みを生かした次代の担い手育成
- 4 学びの文化の形成と情操教育の推進



子どもの居場所づくり

基本方針 ④ 創造・変革により成長するまち ～仕事づくり～

施策方針

- 1 地域経済をけん引する新たな産業の創出・育成
- 2 あらゆる世代の多様な人材の活躍と働き方の推進
- 3 にぎわいのある商業環境の形成とものづくり産業の継承・発展
- 4 次代につなぐ魅力ある農林水産業の振興



ICT人材育成のイメージ

基本方針 ⑤ 活力と個性があふれ、安全で持続可能なまち ～都市づくり～

施策方針

- 1 魅力あふれる中心市街地の活性化
- 2 歴史や自然と調和した都市景観の形成
- 3 人と活力の還流による地域の再生
- 4 市民生活を支える交通ネットワークの確保
- 5 災害に強く効率的で質の高い都市運営の実践



金沢駅から片町に至る都心軸

基本方針のうち、「活力と個性があふれ、安全で持続可能なまち」では、施策方針の一つとして“歴史や自然と調和した 都市景観の形成”を定め、次の取り組みの方向性を示している。

1 歴史に培われた景観の保全と創出

- ・魅力ある都市景観やまちの風情を感じる夜間景観の充実に取り組み、歴史に培われた景観の保全と創出を図ります。

2 無電柱化による良好な景観形成

- ・重要伝統的建造物群保存地区やまちなかにおける無電柱化を加速化することで、良好な景観を形成します。

3 市民との協働による緑の資産の保全・継承

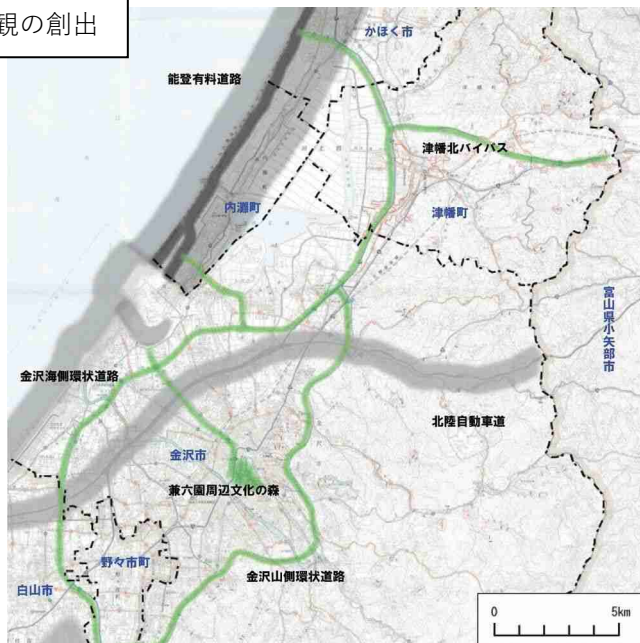
- ・市民の緑化意識の啓発や、公共施設等における緑の空間の創出、公園の再生・利活用などに取り組み、市民との協働による緑の資産の保全・継承を図ります。

金沢エリア【目標】

自然や歴史的・文化的な景観と
調和した近代的な都市景観の創出

凡 例	
	陸
	海
	特別エリア
	隣接する景観形成重要エリア
	隣接する特別エリア

※ 景観形成重要エリアとして、北陸自動車道沿線エリア、加賀海岸エリアの一部を含む。



② 金沢市都市計画マスタープラン 【改訂中】

令和元年に策定された「金沢市都市計画マスタープラン」では、“市民とともに つくりあげる持続的に成長する成熟都市”を都市の将来像に掲げるとともに、次に示す4つの基本方針を設定している。

- ・ 市民が主役の持続可能なまちづくり
- ・ 金沢らしい資産を守り・磨き上げ・活かすことで、
成長・発展していく交流拠点都市の形成
- ・ 中心市街地を核とした都市機能の集積と公共交通重要路線沿線へ
居住が誘導された集約都市（軸線強化型都市構造）の形成
- ・ 都市と良好な農林業・自然環境との共生によって、
市民誰もが安全で快適に暮らし働ける環境共生都市の形成

また、10の分野ごとに示された都市づくりの方針のうち、「都市環境・景観形成の方針」では、次に示す基本的な考え方を示している。

丘陵や台地、河川など金沢特有の地形及び自然環境を保全するとともに、歴史的風致の維持向上と歴史文化資産・景観の保全・活用・継承を図ります。

また、景観は市民共有の財産であるとの考え方のもと、多様な主体との協働・連携を進め、自然・歴史・伝統・文化と都市環境が調和した魅力と個性ある良好な景観を創出します。

③ 金沢市緑のまちづくり計画

平成 31 年に策定された「金沢市緑のまちづくり計画」では、“豊かな緑の重層都市 金沢 ～金沢の「地形」「歴史文化」「都市」が育んできた緑を次の世代に～”を基本理念に掲げ、市民、事業者、大学、NPO 法人等の多様な主体との連携による活動を通じて、市民にとって真に価値ある豊かな緑のまちづくりを目指している。

また、次に示す 3 つの基本方針を掲げている。

基本方針 1： 金沢の暮らしと営みが育んだ緑を守り、引き継ぐ【継承】

基本方針 2： 金沢の多様な緑を活かし、魅力と質を高める【活用】

基本方針 3： 金沢の緑のまちを支える人を育み、つなげる【連携】

EC サイト

インターネット上で商品を販売するウェブサイトのことを言います。

アーカイブ

情報やデータを整理し、保存・保管することを指します。

アイストップ

見通しのよい街路空間の正面等に位置する建築物や樹木など、人の視線を止める特徴的な対象物を言います。

アクションプログラム・プラン

目的を遂げるための戦略、基本方針、及び、実施する具体的な行動内容を示した計画のことを言います。

アップデート

情報を新しくする、または最新の状態にするということ言います。

インバウンド

「外国人の日本旅行（訪日旅行）」あるいは「訪日外国人観光客」のことを言います。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのことを言います。

オーセンティック

信頼すべき・真正の・確実なことを言います。

オープンスペース

都市または敷地内において、建造物の建っていない土地や空き地のことを言います。

グリーンツーリズム

都市生活者が農村などに滞在して余暇をのんびり過ごすこと。または、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのことを言います。

コンセプト

全体を通して一貫した基本的構想のことを言います。

サイネージ

標識、看板・ポスターなどのことを言います。電子化された看板・ポスターを「デジタルサイネージ」と言います。

シビックプライド

都市に対する市民の誇りを指す言葉です。

スカイライン

山並みの稜線等の地形、建築や建築群が織り成す輪郭と空との境界線を言います。

ストリートファニチャー

街路備品。街灯・ベンチなど家具的なものを指す言葉です。

ゼロカーボン

地球温暖化の要因である二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを言います。

パノラマ

広範囲にわたる全景や風景を指す言葉です。主に自然や都市の広大な風景を表現するのに用いられます。

フィードバック

結果を見て原因を調整・修正することを言います。

プラットフォーム

物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場のことを言います。

ペロブスカイト太陽電池

安価で高効率な太陽電池材料として注目されており、溶液塗布による作成や折り曲げ加工が可能な太陽電池のことを言います。

マクロ

大きい、大規模、広範囲を意味する言葉です。

マスタープラン

都市計画、緑、環境、歴史遺産保存、景観など、各分野における施策を展開する上で、その基本となる計画のことを言います。

モニタリング

特定の対象や状況を一定期間観察し、その変化や状態を把握する行為のこと言います。

ランドマーク

目印となる建物や地形などの特徴的な場所を指す言葉です。

リスペクト

他者に対する敬意や尊敬を意味する言葉です。

開渠化

水路の蓋を取り除くことを言います。

界索性

街並みや地域の個性的な雰囲気、生活感のまとまりのことを言います。

加賀五彩

主に加賀友禅で用いられる金沢の伝統的な色で、藍、臙脂、黄土、草、古代紫の5色を基調としています。

木の文化都市

金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例に基づき、まちなみや生活に幅広く「木」を取り入れ、「木」の優れた特性をまちづくりに生かした、持続可能な仕組みを備えるまちを目指す都市のことを言います。

共通言語

同じ認識や価値観を共有するための手段のことを言います。

協働の深化

行政が主導する「参加」と市民をはじめとした多様な主体が共に動く「協働」をより発展させ、金沢の景観の価値の共有と共感を深め、市民をはじめとした多様な主体が自らの活動の中で「景観を活用する」という考え方のことを言います。

郷土種

ある地域に本来的に生育する植物種のことを言います。

景域

地域における自然、地形、歴史、土地利用等の特性を踏まえ、良好な景観形成を図るための面的な景観の類型のことを言います。

経年美化

時間の経過によって物の美しさや味わいが増すことを言います。

顕在化

潜在的に存在しているものが明らかになる、あるいは表面化することを指す言葉です。

公開空地

ビルやマンションの敷地内に設けられ、一般の人が自由に通行・利用できるオープンスペースのことを言います。

修景

都市計画・道路計画などで、自然の美しさを損なわないように風景を整備することを言います。

水源のかん養

農地等の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことを言います。

「地」と「図」

景観において注目される対象（図）とその背景（地）の関係を示す概念のことを言います。建物やランドマークを「図」、それを取り巻く街並みや自然環境を「地」として捉える考え方のことを言います。

塔屋

建物の屋上に突き出した部分。エレベーターの機械室や換気塔・冷却塔などを言います。

都心軸

片町から香林坊、南町、武蔵ヶ辻、金沢駅を経て、金沢港へと連なる路線のことを言います。

半公共空間

民有であるが公共空間のように地域住民が共同利用している、通路や店先空地などの空間のことを言います。

平入り

建築物の「平」（屋根の棟と並行する側）に正面出入口のあるものを言います。これに対して、「妻」（屋根の棟と直角する側）に正面出入口のあるものを妻入りと言います。

広見

金沢特有の街路形態で、街路の一部が広がっている部分のことを言います。藩政期に設けられた火災の延焼を防止するための火よけ地、荷車等の回転場所等を目的として設けられたと言われています。

分節

形態や色彩・素材により全体をいくつかの区切りに分けること。意匠に変化をつけ、圧迫感を軽減する建築手法のことを言います。

包摂

一定の範囲の中につつま込むことを言います。

木色

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩として定められている望ましい色彩(推奨色)のことを言います。

有機的

多くの部分が互いに密接に関連し合って全体を形づくっていることを言います。

稜線

山の峰から峰へ続く線。尾根を指す言葉です。

緑陰

青葉の茂った木立のかげのことを言います。

旧城下町区域

文化的景観区域として、金沢市景観計画に位置付けられている区域です。城下町金沢の文化的景観は、中世末期の寺内町形成にはじまり藩政期にその基本構造が整えられたのち、近代以降も新しい要素や流行を獲得しながら複雑に変容してきた結果、現在の都市景観の中に歴史的な重層性を色濃くとどめています。

景観形成基準

金沢市景観計画において定める、届出等対象行為ごとの良好な景観の形成のための行為の制限に関する基準のことを言います。

景観形成区域

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく「伝統環境保存区域」、「近代的都市景観創出区域」、「伝統環境調和区域」、「港湾景観創出区域」の総称です。

景観地区

景観法第 61 条に規定されたもので、都市計画区域又は準都市計画区域内で、より積極的に景観形成を図るため、都市計画に定めることができる地区で、①建築物の形態意匠の制限、②建築物の高さの最高限度又は最低限度、③壁面の位置の制限、④建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。

高度地区

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められている地区のことを言います。

こまちなみ保存区域

金沢市こまちなみ保存条例に規定されたもので、歴史的な町並みが残る茶屋街、寺院群以外の、金沢の歴史的な遺産である「ちょっとした良い町並み」を「こまちなみ」として保存・育成を図っていく区域のことを言います。

市街化区域・市街化調整区域

市街化区域は、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のことを言います。

市街化調整区域は、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことを言います。この区域では、原則として、一部の建築物や計画的開発を除き、開発行為は抑制され、市街化を促進する都市施設の整備も行わないものとしています。

斜面緑地保全区域

金沢市斜面緑地保全条例に規定されたもので、斜面緑地として保全することが必要な区域や隣接し一体となって保全効果を高めるために必要な区域のことを言います。

照明環境形成地域

金沢市における夜間景観の形成に関する条例に規定されたもので、地域の特性に配慮した適切な照明によって、安全で快適な環境を保全し、又は創出する地域のことを言います。

地区計画

都市計画法に基づくもので、道路、公園等の公共施設の配置や建築物の建築形態等について、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしい良好なまちづくりを誘導するための計画を言います。

眺望景観形成区域

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例されたもので、眺望点からの美しい眺望景観の形成のために必要な区域のことを言います。

伝統的建造物群保存地区・重要伝統的建造物群保存地区

文化財保護法に基づく制度であり、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るために市町村が決定する地区を言います。我が国にとって価値が高いと判断されたものは、「重要伝統的建造物群保存地区」として国に選定されます。

特別消防対策区域

木造建築物の密集度、木造大建築物の有無、地形及び道路状況を総合的に検討し、特に防ぎょ活動の困難性と延焼拡大の危険性の高い区域で特別の消防対策を必要とする、金沢市が定める区域のことを言います。

都市再生緊急整備地域

都市再生特別措置法（平成 14 年 6 月 1 日施行）に基づき、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定めるものです。金沢駅から武蔵、南町、香林坊、片町に至る都心軸沿線エリアが、「金沢駅東地域」として指定されています。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、都市計画区域内の自然的環境を主体とした風致を維持するため、特に必要とされる地区が指定されます。風致地区内では、自然的環境をできるだけ保全し、都市の風致を維持するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為についての制限があります。

文化的景観・重要文化的景観

文化財保護法に基づく文化財のひとつで、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを言います。

文化的景観の中でも特に重要なものは、「重要文化的景観」として国に選定されます。

街づくり基本協定区域

「金沢西部副都心街づくり基本協定」の区域のことを言います。県庁周辺の金沢西部副都心地域において、用途地域、地区計画に上乗せし、建築物や広告物の規模や形状、色彩などを定めた地域独自のルール（紳士協定）が取り決められています。

まちづくり協定・土地利用協定

金沢市まちづくり条例に規定されたもので、住民自らが地域の将来像、まちづくりのルールを定め、住民の2／3以上の同意を得ることで、住民と市長の間に締結することができます。市街化区域では「まちづくり協定」、それ以外の区域では「土地利用協定」と名称が異なります。

用途地域

都市計画法に定められている地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。地域には、「住居系」となる第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、「商業系」となる近隣商業地域、商業地域、「工業系」となる準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類があります。

歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法第5条に規定されたもので、歴史的風致を地域固有の資産と捉えて、歴史的風致の維持及び向上により個性豊かな地域社会の実現をするための事業を計画するものです。

金沢市景観総合計画

令和8（2026）年6月 改定

発 行 / 金沢市

編 集 / 金沢市 都市整備局 景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2364

FAX 076-220-5046

Email keikan@city.kanazawa.lg.jp